

○横浜市水道局設計・測量等委託業務検査事務取扱要綱

平成21年1月30日

局長決裁

改正 平成22年3月31日局長決裁

平成23年4月11日局長決裁

平成31年4月22日局長決裁

令和3年10月29日局長決裁

令和6年4月1日局長決裁

横浜市水道局設計・測量等委託業務検査事務取扱要綱を次のように定める。

横浜市水道局設計・測量等委託業務検査事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 横浜市水道局が発注する設計業務、測量業務、地質調査業務の委託（以下「設計・測量等委託業務」という。）の検査の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(検査の依頼)

第2条 総括監督員は、検査の依頼をするときは、設計・測量等委託業務検査依頼書（第1号様式）により行うものとする。

(技術検査員の任命)

第3条 検査主幹は、技術検査員を任命するときは、設計・測量等委託業務技術検査員任命簿（第2号様式）により行うものとする。

(技術検査員の任命の特例)

第4条 検査主幹は、設計・測量等委託業務を担当する課（課に準ずる事業所を含む。以下同じ。）に係が1つの場合における技術検査員の任命において、他課の技術職員を任命することが適当でないと認められるときは、当該係の技術職員のうちで、検査に該当する設計・測量等委託業務の設計者及び担当監督員以外の者を任命することができるものとする。

(検査結果の処理)

第5条 技術検査員は、検査を終了したときは、設計・測量等委託業務検査報告書（第3号様式）により、検査主幹に報告するものとする。

2 検査主幹は、完了検査又は部分検査を実施した場合において、契約の相手方の履行結果が当該契約の内容に適合すると認めるときは、設計・測量等委託業務完了検査調書（第4号様式）又は設計・測量等委託業務履行済部分検査調書（第5号様式）を作成するものとする。

(設計・測量等委託業務成績評定の方法等)

第6条 評定は、すべての設計・測量等委託業務について行うものとする。ただし、概算数量契約、当初契約時の契約金額が100万円未満及び災害時等における緊急を要する設計・測量等委託

業務を除く。

- 2 設計・測量等委託業務成績の評定は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員並びに技術検査員（以下「評定者」という。）により、設計・測量等委託業務ごとに独立して行うものとする。
- 3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
- 4 評定は、設計・測量等委託業務成績評定書（第6号様式）により行うものとし、別に定める設計・測量等委託業務成績評定基準に基づき採点するものとする。

（設計・測量等委託業務成績評定書の提出等）

第7条 評定者は、設計・測量等委託業務完了検査終了後、速やかに設計・測量等委託業務成績評定書を作成し、検査主幹に提出しなければならない。

（検査結果の通知）

第8条 検査主幹は、横浜市水道局設計・測量等委託業務検査事務取扱規程（平成21年1月水道局達第2号。以下「検査規程」という。）第10条に定めるところの通知は、設計・測量等委託業務完了検査結果通知書（第7号様式及び第9号様式）又は設計・測量等委託業務履行済部分検査結果通知書（第8号様式）により行うものとする。

（評定の修正）

第9条 検査主幹は、前条の通知を行った後、別に定める設計・測量等委託業務成績評定基準により、当該検査結果通知における評定を修正する必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。

- 2 検査主幹は、前項の修正を行ったときは、その結果を速やかに、設計・測量等委託業務成績評定結果修正通知書（第10号様式）により契約の相手方に通知しなければならない。

（様式の作成に係る特例）

第10条 前条までの規定にかかわらず、第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第6号様式の作成については、設計・測量等委託業務担当部があらかじめ定める方法により横浜市水道局行政文書管理規程（平成12年3月水道局規程第4号）第2条第2項に規定する文書管理システムの使用その他の適切な方法により必要事項を記録する場合に限り省略をすることができる。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成21年2月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施の前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日局長決裁）

（実施期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約については、なお、従前の例による。

附 則（平成23年4月11日局長決裁）

（実施期日）

1 この要綱は、平成23年5月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の横浜市水道局設計・測量等委託業務検査事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当面の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成31年4月22日局長決裁）

（実施期日）

1 この要綱は、決裁の日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の横浜市水道局設計・測量等委託業務検査事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当面の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和3年10月29日局長決裁）

（実施期日）

1 この要綱は、決裁の日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の横浜市水道局設計・測量等委託業務検査事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当面の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和6年4月1日局長決裁）

（実施期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、実施日以後に検査を行う設計・測量業務について適用し、実施日前に検査を行った設計・測量業務については、なお従前の例による。

第2号様式（第3条）

設計・測量等委託業務技術検査員任命簿

整理 番号	検査 主幹 ⑩	課長⑩	委 託 業 務 名	検査の 種類 (完了・部分)	技 術 検 査 員 職氏名 ⑩	検査日

課長印欄は検査員が所属する課の長の印とする。

設計・測量等委託業務検査報告書

第 年 月 日 号

検査主幹
部長

所属
技術検査員 職
氏名

印

次のとおり設計・測量等委託業務の検査が終了しましたので報告します。

検査日	年 月 日	再検査日	年 月 日	検査の種類		
委託業務名				<input type="checkbox"/> 完了検査 <input type="checkbox"/> 部分検査		
履行場所						
契約の相手方						
契約日	年 月 日	着手日	年 月 日			
履行期限	年 月 日	履行完了日	年 月 日			
契約金額	円		検査対象部分相当額	円		
区分	事項	金額	前回までの検査対象額	今回検査対象額	修補指摘事項その他意見	左に対する措置結果
計						修補完了 年 月 日

確認	検査主幹	総括監督員	主任監督員	担当監督員

設計・測量等委託業務完了検査調書

第 年 月 日 号

検査主幹 所属 職 氏名 所属 職 氏名 技術検査員 所属 職 氏名 印 印

検査の結果、次のとおり相違なく完了があったことを確認する。

契約番号		関連契約番号	
契約日	年 月 日		
発注担当課			
件 名			
契約金額	円	実行額 (数量概算契約の場合) ※内訳書別添	円
契約の相手方			
履行期限	年 月 日	履行完了日	年 月 日
完了届日	年 月 日	検査日	年 月 日
検査場所	受託者の 立会人氏名		
検査方法			
金額内訳	前払金額	前回までの部分払金額	今回支払額
	円	円	円
遅延日数	日	理由	
合 否	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格		評定点 点
所見、理由、措置等			

- 遅延の理由については、その責めが契約の相手方にあるか当局にあるかを明確に記入すること。
- 合否欄は合格、不合格のいずれかをマークし、成績評定基準による評定を行った場合には評定点を記入すること。
なお、成績評定基準による評定を行わなかった場合は、該当欄を斜線で消すこと。
- 不合格の場合で修補、再履行等の措置を執ることができなかつたときは、所見、理由、措置等欄に解除等に関する検査員の所見を記入すること。

第5号様式(第5条第2項)

設計・測量等委託業務履行済部分検査調書(第 回)

年 月 日

検査主幹 所属
職
氏名 (印)

技術検査員 所属
職
氏名 (印)

検査の結果、次のとおり相違なく部分完了があったことを確認する。

契 約 番 号			関 連 契 約 番 号		
契 約 日	年 月 日				
発 注 担 当 課					
件 名					
契 約 金 額	円 ①				
契 約 の 相 手 方					
部 分 完 了 期 限	年 月 日	部 分 完 了 年 月 日	年 月 日		
部 分 完 了 届 日	年 月 日	部 分 検 査 年 月 日	年 月 日		
検 査 場 所			受 託 者 の 立 会 人 氏 名		
検 査 方 法					
金 額 内 訳	前回までの完了部分相当額 ②		今回完了部分相当額 ③		未完了部分相当額 ④=①-(②+③)
	円		円		円
部 分 払 金 額	前 払 金 額 ⑤	前回までの部分払金額 ⑥	今回部分払金額 ⑦=③-⑤×③/ ①	残 額 ⑧=①-(⑤+⑥+ ⑦)	
	円	円	円	円	
遅 延 日 数	日	理 由			
合 否	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格				
所 見、理 由、措 置 等					

- 1 遅延の理由については、その責めが契約の相手方にあるか当局にあるかを明確に記入すること。
- 2 合否欄は「合格」又は「不合格」のいずれかをマークすること。
- 3 不合格の場合で修補、再履行等の措置を執ることができなかつたときは、所見、理由、措置等欄に解除等に関する検査員の所見を記入すること。

設計・測量等委託業務成績評定書

第 年 月 日 号

検査主幹
部長

技術検査員	所属 職 氏名	印
総括監督員	所属 職 氏名	印
主任監督員	所属 職 氏名	印
担当監督員	所属 職 氏名	印

次のとおり設計・測量等委託業務の成績を評定しましたので報告します。

委託業務名					
履行場所					
受託者					
契約日		年 月 日	着手年月日	年 月 日	
履行期限	当初	年 月 日	履行完了日	年 月 日	
	変更後	年 月 日	延期理由		
契約金額	当初		円		
	変更後		円		
①	担当・主任監督員評定点		点	評定点合計	
②	総括監督員評定点		点	点	
③	検査員評定点		点		
④	事故等による減点		▲ 点		
検査員所見			監督員所見		
本委託業務における事故等による指名停止措置の有無				有 ・ 無	

注1) 各評価項目の「業務評定」は小数点第1位までとする。
 注2) 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は設計業務のみ評定の対象とする。
 注3) 「合計点」は、小数点第1位を四捨五入し整数とする。
 注4) 当初契約時の契約金額が100万円未満の委託業務では評定は行わず、該当欄は斜線で消す。

設計・測量等委託業務完了検査結果通知書

第 号
年 月 日

（契約の相手方）

様

横浜市水道局

検査主幹
部長

次の業務は、検査の結果、完了を確認しましたので通知します。また、横浜市水道局設計・測量等委託業務検査事務取扱要綱に基づき評価した結果も併せて通知します。

委託業務名			
契約日	年 月 日	履行完了日	年 月 日
評定点	/ 100点		

評価項目	評価の視点	業務評定 (評定点/満点)
		点 / 点
		点 / 点
		点 / 点
		点 / 点
評定点の合計点（小数第一位四捨五入）		点
事故等による減点		▲ 点
総合評定点		点 / 100点

<連絡先>

水道局
電 話

課

第8号様式（第8条）

設計・測量等委託業務履行済部分検査結果通知書

第 号
年 月 日

（契約の相手方）

様

横浜市水道局

検査主幹
部長

次の業務は、検査の結果、履行済部分の完了を確認しましたので通知します。

委託業務名			
契約日	年 月 日	部分完了期限	年 月 日
部分完了日	年 月 日		

<連絡先>

水道局
電話

課

設計・測量等委託業務完了検査結果通知書

第 号
年 月 日

（契約の相手方）

様

横浜市水道局

検査主幹
部長

次の業務は検査の結果、完了を確認しましたので通知します。

委託業務名			
契約日	年 月 日	履行完了日	年 月 日

<連絡先>
水道局
電話

課

設計・測量等委託業務成績評定結果修正通知書

第 号
年 月 日

（契約の相手方）

様

横浜市水道局

検査主幹
部長

次の業務は、横浜市水道局設計・測量等委託業務検査事務取扱要綱に基づき、評定結果を修正しましたので通知します。

契約業務名			
契約日	年 月 日	履行完了日	年 月 日
修正前評定点	点	修正後評定点	点
修正理由	(瑕疵修補及び損害賠償の内容)		

<連絡先>

水道局
電 話

課